

北栄町のまちづくりをみんなの手で

北栄町自治基本条例

育てよう!まちづくりのルール

北栄町では、平成19年4月1日に「北栄町自治基本条例」を制定しました。

自治基本条例は、まちづくりの基本となる考え方や、町民・議会・行政の3者が力をあわせて、町政を進めていくための基本的ルールなどを定めた条例です。

平成26年12月、「北栄町自治基本条例審議会（林邦臣会長）」が、自治基本条例の見直しに関する提言書をまとめられ、町長に提言されました。

その中で、自治基本条例が町民に十分浸透していないとのご指摘を受け、あらためて、条例について知っていただき、条例により「協働と参画のまちづくり」を進め、活力に満ちた地域社会を築いていきましょう。



編集・発行
政策企画課 電話37-5864



北栄町自治基本条例の概要

3つのポイント

協 働

住民参画

情報共有



町民の権利と責務

町民とは

「住民」(町内に住所を有する人で、外国人も含みます。)のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人をいいます。

権利

町から提供される情報を受け取るだけでなく、自ら町政に関する情報の提供を求めることができ(情報を知る権利)、政策立案から実施、評価に至る町の意思形成過程や実施過程で、責任を持って主体的に関与できる(参画)権利を持ちます。

責務

町民が自治の主体であり、まちづくりの担い手であることを自ら認識し、自分の発言と行動に責任を持ってまちづくりに関わることに努めます。

事業者の権利と責務

事業者とは

町内で事業活動を行う個人及び団体(法人を含みます。)をいいます

権利

事業者は、町民及び町と連携し、協働の担い手としてまちづくりに参画する権利を持ちます。

コミュニティの役割

コミュニティとは

自治会のほか福祉やまちづくりなどのテーマを単位として活動している活動団体、ボランティアグループなど自由な意思に基づいて暮らしやすい地域社会を実現するために活動する組織をいいます。

議会の権限と責務

権限

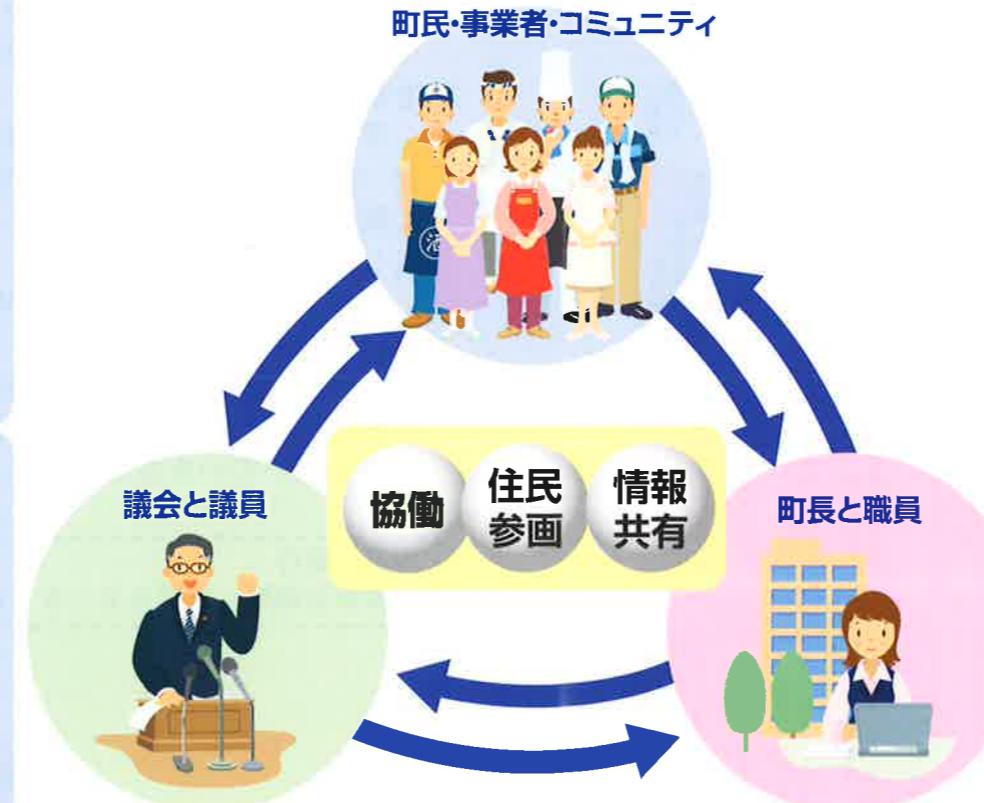
町政運営を監視、けん制及び調査する権限を持ち、「地域のことは地域で考え、地域で決める」という自主・自立の自治体運営の意思決定機関です。

責務

「開かれた議会」であるため、町民に対して、会議を公開し、情報を積極的に公開または提供することに努めます。

議員の責務

議員は、議会が権限を適切に行使できるように、地域の課題や町民の意見を十分把握するとともに、より高潔な倫理的義務に従事し、町政全体の観点から判断を行います。



協働と参画のまちづくり

参画とは

政策立案から実施、評価に至る町の意思形成過程や実施過程で、責任を持って主体的に関与することをいいます。

町の責務

町は、協働によるまちづくりを進めていくために、町民やコミュニティの自発的な活動に対し、必要な支援を行います。

協働とは

異なる主体が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら、情報や資源を共有し、地域の課題や社会的な課題を解決するために協力し合うことをいいます。



町長の責務

町民の意向を適正に判断し、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民に対する自らの政治責任を果たします。

職員の責務

「町民本位」の立場に立って、公平・公正・誠実で、かつ効率的に職務を遂行し、憲法や法令、条例、規則等を遵守するとともに、自ら知識や技能の向上に努めます。

町政運営の原則

自治体経営

社会情勢に柔軟に対応でき、政策を着実に遂行できるような「簡素で機能的・効率的に動けるような組織」の編成に努めるとともに、効果的に運営します。

情報共有

町政に関する情報については、積極的に町民に提供することにより、町民との情報の共有に努めます



総則第1条 第4条
第2章 町民と事業者(第5条・第6条)
第3章 議会(第7条・第8条)
第4章 監査委員(第9条)
第5章 長と職員(第10条・第11条)
第6章 協働と参画(第12条・第19条)
第7章 町政運営の原則(第20条・第26条)
第8章 連携と交流(第27条・第28条)
第9章 案例の見直し等(第29条・第30条)
第10章 附則

北栄町自治基本条例 平成19年条例第1号

私たちのまち北栄町は、美しい白砂青松の海岸を有し、大山、森山、三山が一望できる風光明媚で、肥沃な黒っぽい大地と広大な砂丘畑に恵まれた自然環境豊かなまちです。

私たちには多くの先人の努力と英知によって今日の姿があることに感謝の気持ちを忘れず、この豊かな自然環境や永年培ってきた歴史や伝統、文化など諦めざき財産であることを認識し、自らのまちは自らの手で守り、育てるという強い意気をもつて、自ら考へ、行動することにより「町民自治のまち」の実現を図ることが必要です。

私たちの責任は、町民一人ひとりを大切にし、自治の担い手としての責任と役割を自觉し、町民と行政とが協働してまちづくりを進め、子どもから高齢者まで安全で安心して暮らせるまち、子どもたちが夢と希望を持ち心豊かに育つまちを創るために、ここに北栄町の最高規範として、「この条例」を制定します。

第1章 総則

(目的) この条例は、北栄町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民、議会、行政が互いに尊重し合い、協働のまちづくりを行うため

に、町民参加に必要な情報を共有し、町民だれもが積極的にまちづくりに参画できるよう、町政運営

の本質的な考え方や仕組み等を定め、活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

(用語の意味) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に住み、働く、学ぶ全ての人をい

う。
(2) 事業者 町内で事業活動を行う人をい

う。
(3) コミュニティ 委員及び農業委員会などの町の執行機関をい

う。
(4) 連携 町長、教育委員会、選管委員会、監査委員及び農業委員会などの町の執行機関をい

う。
(5) 協働 町長、事業者及び町が互いに特徴を尊重し、役割分担に基づいて対等な立場で助け合

い、協力することをいう。また、協定によって構成する組織をい

う。
(6) 参画 まちづくりに関する計画段階を含めた全ての主権的参加を意味するものとする。

(この条例の位置づけ) 第3条 この条例は、町が定める最高規範であり、町

は、他の条例、規則及び計画については、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。

(基本理念)

町民及び町は、次に掲げることをこの条例の基本理念として推進するものとする。

(1) 一人ひとりの基本的人権が尊重されるまちづくり

(2) 町民が自治の主体であり、町政の主権者であるまちづくり

(3) 住民参画と協働による公平で公正なまちづくり

(4) 健康で安心・安全な暮らしができるまちづくり

(5) 人と自然が共生するまちづくり

(6) 次代を担う子どもたちが夢と希望を持ち、のびのび育つまちづくり

(この条例の位置づけ) 第4条 この条例は、町が定める最高規範であることをこの条例の基本理念として推進するものとする。

第5章 町長と職員

(町長の責務)

町長は、町民の意向を適正に判断し、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民に対する自らの政治責任を果たさなければならない。

町長は、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めなければならない。

町長は、人材の育成を図るとともに、職員を指導監督し、その能力を評価し、適正に配置するよう努めなければならない。

町長は、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めなければならない。

町長は、人材の育成を図るとともに、職員を指導監督し、その能力を評価し、適正に配置するよう努めなければならない。

原則として委員の公募を行わなければならない。委員の選定に当たっては、男女の比率を考慮しなければならない。

等が著しく不均衡にならないよう留意するところともに同一の委員が奢しく長期にわたり就任し、又は同時に多数の審議会等の委員に就任することのないように努めなければならない。

町長は、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めなければならない。

町長は、人材の育成を図るとともに、職員を指導監督し、その能力を評価し、適正に配置するよう努めなければならない。

原則として委員の公募を行わなければならない。必要事項は、別に条例で定める。

(説明責任) 第24条 町は、政策の立案、決定、実施及び評価に当たっては、その経過、内容、効果等について、町民等に分かりやすく説明するものとする。

町長は、この条例の施行に際して、その原因を追求し、再発防止等の適正な対応に努めなければならない。

町は、町民等の要望、苦情、不服等への対応状況について取りまとめ、これを公表しなければならない。

町は、町民等から要望、苦情、不服等として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止等の適正な対応に努めなければならない。

町は、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。

町は、町民等の町政に関する要望、苦情、不服等について迅速かつ誠実に回答しなければならない。

町は、町民等から要望、苦情、不服等への対応状況について取りまとめ、これを公表しなければならない。

町は、町民等の要望、苦情、不服等への対応状況について取りまとめ、これを公表しなければならない。

町は、町民等の要望、苦情、不服等への対応状況について取りまとめ、これを公表しなければならない。